

横 浜 市 公 告 第 590 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ） 第 6 条 第 1 項 の 規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令 和 6 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

西 友 鶴 ヶ 峰 店

旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 22 番 地

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 西 友

代 表 取 締 役 大 久 保 恒 夫

東 京 都 武 蔵 野 市 吉 祥 寺 本 町 1 丁 目 12 番 10 号

(3) 変 更 し た 事 項

| 変 更 し た 事 項                                                                               | 変 更 前                                                                           | 変 更 後                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名           | 株 式 会 社 西 友<br>代 表 取 締 役<br>大 久 保 恒 夫<br>東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号            | 株 式 会 社 西 友<br>代 表 取 締 役<br>大 久 保 恒 夫<br>東 京 都 武 蔵 野 市 吉 祥 寺 本 町 1 丁 目 12 番 10 号            |
| 大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名 | 株 式 会 社 西 友<br>代 表 取 締 役<br>大 久 保 恒 夫<br>東 京 都 北 区 赤 羽 2 丁 目 1 番 1 号<br>ほ か 1 者 | 株 式 会 社 西 友<br>代 表 取 締 役<br>大 久 保 恒 夫<br>東 京 都 武 蔵 野 市 吉 祥 寺 本 町 1 丁 目 12 番 10 号<br>ほ か 1 者 |

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 5 月 8 日

(5) 変 更 し た 理 由

設 置 者 の 住 所 変 更 の た め      ほ か

2      届 出 年 月 日

令 和 6 年 10 月 25 日

3      縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課